

豚コレラ防疫－発生を阻止し、初動に備える－

日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科准教授 青木 博史

編集者注：本稿は、広く地方公共団体の今後の施策に役立てていただけるようなコンテンツを提供すべく御執筆いただいたものです。

はじめに

2018年9月に国内では26年ぶりとなる豚コレラが発生し、2019年10月27日までに1府7県46事例14万6千頭の飼養豚が殺処分された。また、2018年9月以降、11県において野生イノシシから豚コレラの陽性事例が相次ぎ（2019年10月29日時点）、豚コレラの流行阻止を難しくしている。豚コレラの多様化が国際的にも囁かれているなかで発生した今般の豚コレラは、過去に日本が経験した豚コレラとも様相が異なる。発生から1年が経過し、様々な防疫対策が講じられているが、今もなお国、都道府県、関係団体の不断の努力が続いている。

2018年から流行する豚コレラの特徴

豚コレラは、豚コレラウイルスの感染によって起こる強い伝染力を持った熱性伝染病であり、豚とイノシシにのみ感染する。家畜伝染病予防法の法定伝染病に指定され、国際獣疫事務局（OIE）でも豚の最重要疾病の1つに位置付けられる。本病は、感染豚との直接接触で容易に伝播する。また、感染豚の分泌物や排泄物に大量のウイルスが含まれるため、それらに汚染した物（器具・器材、車両、飼育柵、餌、衣類、長靴、手など）を介しても感染が広がる。さらに、感染豚の生肉や加工肉でも冷蔵で数か月、冷凍で数年に亘って感染力を維持し、それら肉等の摂食で感染が成立するため、豚への残飯給餌を完全に禁止する国も多い。その他、人工授精用精液、注射器、野生イノシシを介した伝播など

が知られる。

豚に感染すると、急性症状を示して死亡する病原性の強いものから、数か月にわたって感染が続く慢性型、症状に乏しく生き残るものなど、病態は様々ある。過去に日本が経験した豚コレラの多くは急性型であり、感染した豚は1～2週間ほどで^{へいし}斃死するタイプであった。今回の豚コレラは中間型に分類され、発生農場で流産が確認されているものの、急性型に比べると症状に乏しいことが実験的感染試験から判明している（Kameyama et al., 2018*）。しかし、ウイルスの感染力や伝播力は豚コレラの特徴そのものであることも推察されている。従って、感染が広がっているにもかかわらず、外観から症状を発見するのが難しいと予想され、「見えない感染」も懸念される。

現在流行している豚コレラのもう一つの重要なポイントは、豚コレラウイルスに感染した野生イノシシが感染を拡大するとともに、野生イノシシが豚における豚コレラ発生の感染源になっていることである。野生イノシシが、群を形成し、移動し、繁殖するといった行動に伴って豚コレラウイルスが拡散するため、野生イノシシの生態を考慮しながら対策を講じなければならない。

豚コレラ対策

感染症対策は、未然に発生を防ぎ（一次予防）、早期発見・早期処置（二次予防）に努めることが重要になる。現在流行する豚コレラに対しては、豚及び養豚場における対策（感受性宿主対策と感染経路対策）と、野生イノシシに対する対策（感染源対策）に分けて整理する必要がある。

る。また、それら対策を継続できる体制を整えることが鍵にもなる。

1) 養豚場の平時と有事に必要なこと

農場へのウイルスの侵入経路を遮断し、豚舎へのウイルスの持込み等を阻止しなければならない。飼養衛生管理基準や豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針をみると、感染経路対策（病原体の侵入阻止）や早期発見に関する項目が多く含まれており、農場バイオセキュリティの強化がいかに重要であるかが理解できる。一方、見えないウイルスに対して飼養衛生管理の効果を実感することは難しいのも事実である。農林水産省の拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会による発生農場における疫学調査の結果によれば、ヒトや車両や小中型野生動物が農場または豚舎へのウイルスの持ち込みに関与していると推察される養豚場が多数指摘されている。また、飼養衛生管理といっても、ハード面とソフト面ともに多岐に亘るため、流行が長期化するほど衛生レベルの継続とそれに注ぐ労力を維持することが重要であり、課題にもなってしまう。それらを支援する体制の整備も必要である。

豚コレラが発生すれば、速やかに防疫措置に移行し、必要な資材を必要な量確保しなければならない。従って、行政を含む家畜衛生関係者、動物用医薬品等販売業者（医薬品、消毒薬、器材などの防疫資材）、各種施工業者（野生動物防護柵設置、消毒ポイント設置など）、廃棄物処理業者、重機取扱い業者などと予め検討を重ね、作業や連絡の手順書などを作成することで平時の衛生等安定化を図り、有事に備えることも大切である。都道府県には、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの発生時に備えて動物薬・器材（消毒薬を含む）を取り扱う代理店協会等と予め協定を結んでいるところもある。また、各組織・団体との連携によって、日頃から多くの情報が得られるといった利点もある。実際に行われている豚コレラ防疫措置の情報を入手し、情報を共有することによって、各自がハードと

ソフトの両面を再評価し、自ら改善を図るといった動機になると期待される。

豚に対する対策（感受性動物対策）は、豚コレラ陽性の野生イノシシが確認された都道府県等では豚への予防的ワクチン接種が主体になってくる。ただし、豚への生ワクチン接種は行政主導のもと家畜防疫員によって当面は行われる。そのため、生ワクチン接種作業等でない場合には、間接支援（農場バイオセキュリティの維持と強化、防疫資材の適正流通など）といった形で協力いただくのが良い。重要なことは、ワクチン接種農場で豚コレラが発生した場合、その農場の豚はすべて殺処分対象になることを理解しておくことである。予防的ワクチン接種は他の豚コレラ対策の代わりではないこと、ワクチン接種に伴って別の労力や制限が必要になること、従って飼養衛生管理対策を決して緩めてはいけないといった認識を普及することも重要である。

2) 野生イノシシ対策

再び豚コレラを撲滅するには、豚への感染源である野生イノシシに対する豚コレラ対策が必須になる。これまでに検討・実施されている主な対策は、①生息頭数を減らすために捕獲圧を強化する、②野生イノシシ用の経口ワクチンを散布する、③野生イノシシの移動制限を図る柵を設置する、などがある。「①捕獲強化」および「②経口ワクチン散布」の実施にあたっては、野生イノシシの生態と捕獲技術を熟知した狩猟免許所持者・猟友会等の協力が欠かせない状況となっている。一方、斃死^{へいし}または捕獲・処分した野生イノシシのなかには豚コレラ感染したものもある。それら個体を取り扱ったり、汚染地域に立ち入ったりすることになるため、全ての協力者に同じレベルの豚コレラ拡散防止技術（バイオセキュリティ技術）の修得と順守が求められる。従って、野生イノシシの豚コレラ発生に備えて、協力予定者・協会のリスト作成、

協力の内容(報酬等含む)とマニュアルの整備、バイオセキュリティ教育、防疫資材確保の方法などを検討しておく自治体も増えている。なお、「②経口ワクチン散布」については国の方針・計画に従って行われるため、国および地方自治体・団体間の情報共有と連携は重要である。「③柵の設置」については、豚コレラ感染野生イノシシの移動によるウイルス拡散を一時的に遅らせる効果を期待するものであり、ウイルス拡散の完全阻止を保証するものではない。従って、他の豚コレラ対策と重ねて実施しなければならない。野生イノシシにおける豚コレラの流行状況や地方自治体の方針に基づいて柵の設置の可否が判断されることが多い。

3) リスクコミュニケーション

養豚農家や関係者はもちろん、地域全体で豚コレラ対策に対する理解を高める必要がある。野生イノシシで豚コレラが確認された野山への入山規制、山道や山に隣接する公園などではゴミ(弁当やバーベキューなどの食べ残しなど)を捨てない・持ち帰る、関係者以外は養豚場や豚飼育施設にむやみに入らない、消毒ポイントにおいて車両の消毒に協力する、ヒトや豚以外の動物には感染しない等の知識の普及(風評被害の防止など)、といった対策が必要となる。これらには、地方自治体や団体による広報が欠かせない。豚コレラという疾病と対処法や対策の正しい知識を普及することは、社会に対する有効な「ワクチン」といえる。

豚コレラ撲滅に向けて・アフリカ豚コレラに備えて

かつて日本は、豚コレラを撲滅し、清浄化を達成したが、養豚農家、行政(国・地方)、家畜衛生・畜産関係者、動物用医薬品等メーカー、研究者などが一丸となって取り組んだ結果でもある。現在流行する豚コレラは過去に経験した流行とは様相が違うが、再び関係者がスクラム

を組んで取り組むことが必須である。現場まで及ぶ組織的な対策の遂行には、地方公共団体の力は欠かせない。また、病原性が中程度の豚コレラウイルスに感染した野生イノシシが感染拡大の要因になっているため、流行が長期化する恐れもある。従って、ハイレベルな農場バイオセキュリティを維持しつつ、野生イノシシの専門家や狩猟免許所持者等の協力を得て長期戦に備える必要がある。それには、防疫作業者と防疫資材の確保が大きな鍵になる。「プロは兵站を語る」である。

また、豚コレラ対策のレベルを高水準に維持しておくことは、近隣国で大流行するアフリカ豚コレラの侵入に備えた対策にも繋がる。アフリカ豚コレラに対する有効なワクチンはないため、高いレベルの飼養衛生管理を維持することが現時点の唯一の対策といっても過言ではない。早期に防疫体制を整え、維持するために地方自治体等への期待はますます高まる。

参考文献：

Ken-ichiro KAMEYAMA, Tatsuya NISHI, Manabu YAMADA, Kentaro MASUJIN, Kazuki MORIOKA, Takehiro KOKUHO and Katsuhiko FUKAI. Experimental infection of pigs with a classical swine fever virus isolated in Japan for the first time in 26 years. *Journal of Veterinary Medical Science*. 81(9), 1277-1284, 2019.

著者略歴

日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科准教授
青木 博史(あおき ひろし)

専門は、微生物学(ウイルス学)・感染症疫学。

日本獣医生命科学大学 獣医学科を卒業後、農林水産省や内閣府食品安全委員会事務局で動物用ワクチンや家畜衛生などの行政に従事。2006年に日本獣医生命科学大学獣医学部の講師として着任、2011年4月より現職。博士(獣医学)。

農林水産省「豚コレラ経口ワクチン対策検討会」委員、岐阜県「豚コレラ有識者会議感染症ワーキンググループ」委員等を務める。

EBPM－証拠に基づく政策立案

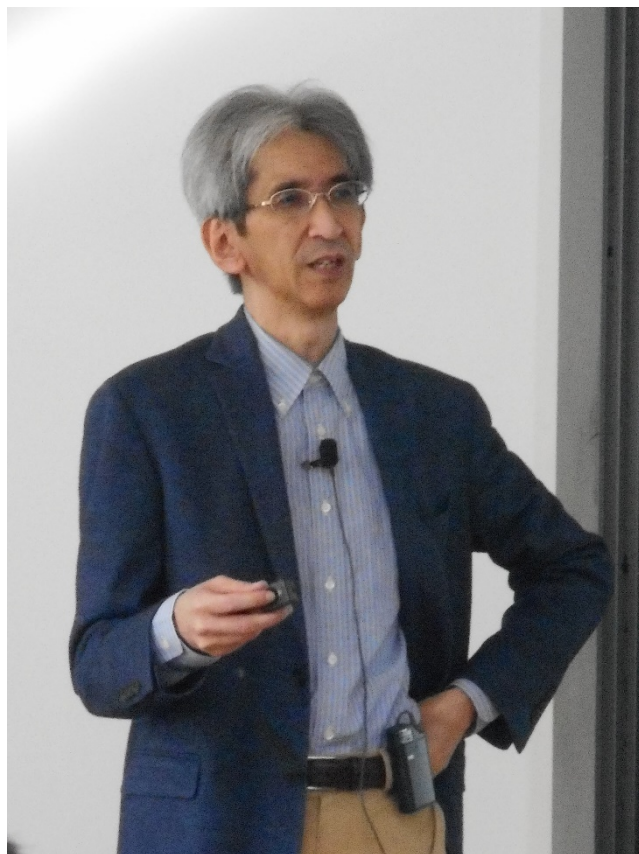
早稲田大学政治経済学術院・公共経営大学院教授 山田 治徳

編集者注：本稿は、自治大学校で令和元年11月14日（木）に行われた第1部課程133期における研修講義の内容を整理したものです。

EBPMの推進

EBPMとは、証拠に基づく政策立案、Evidence-based Policy Makingの略である。国はEBPMを「（1）政策目的を明確化させ、（2）その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、『政策の基本的な枠組み』を証拠に基づいて明確にするための取組」と定義し、「限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するために、EBPMを推進する必要がある」としている¹。

わが国政府において、EBPMが本格的に論じられるようになったのは、2015年の骨太の方針以降である。2015年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太の方針）において、わが国行政では定量的な評価に基づく業務の効率化が十分ではないとし、「エビデンスに基づくPDCAの徹底」に重点的に取り組むこととし、同日閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」においても「データを駆使した行政運営の強化」が掲げられた。これらを踏まえ、EBPMを理念の一つとする官民データ活用推進基本法が施行され（2016年12月）、同法に基づき定められた官民データ活用推進基本計画（2017年5月）において、着実にEBPMを推進することが掲げられた。この間、EBPMの定着の観点から抜本的な統計改革を目的として、統計改革推進会議が設置され（同



年1月）、その最終取りまとめ（同年5月）において、「統計等を積極的に利用して、証拠に基づく政策立案（EBPM。エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）を推進する必要がある」とされた。

エピソードからエビデンスへ

EBPM推進に向けた国の問題意識は次のとおりである。欧米諸国では、客観的な証拠に基づくエビデンス・ベースでの政策立案への取組が進んできたのに対し、わが国では政府の政策立案において、統計やデータなどが十分には活用されず、往々にしてエピソード・ベースでの政策立案が行われてきた²。そこで「政策の企画

¹ 内閣官房行政改革推進本部事務局（2018）「EBPMの推進」

² 統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日）

をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする³⁾ものである。

国はエピソードと表現しているが、個人的判断や好み・感情に影響された結論に基づく意見（オピニオン）がこれまでのわが国の政策立案において幅を利かしてきた。国民により信頼される行政を展開するためには、これを見直し、合理的なエビデンスに基づく政策立案を推進する必要があるというわけである。

エビデンスとは何か

そもそもエビデンスとは何か。現代は情報化社会といわれ、膨大且つ多様な情報が溢れ、行きかい、そして利用可能である。しかしこうした情報も2つに大別できる。科学的根拠のある情報と、科学的根拠のない情報である。これらのうち前者、科学的根拠のある情報をエビデンスという。そして科学的というからには、エビデンスには高い妥当性が求められる。

- ・ 結果妥当性＝観察された変数間の関係は、正しいデータや方法論に基づくものと言えるのか
- ・ 内的妥当性＝観察された変数間の関係は因果関係と言えるのか
- ・ 構成概念妥当性＝変数は測定しようとしている概念を表していると言えるのか
- ・ 外的妥当性＝観察された因果関係はその他の事例に対しても一般化できるのか

しかしエビデンスをエビデンスたらしめる妥当性を脅かすバイアスが存在する。エビデンスを得るための研究のプロセスは、順に①対象（者）の選定、②対象（者）から情報を得る、③得られた情報を分析する、となるが、これらのプロセスはすべてバイアスに脅かされている。

対象（者）を選定する際に発生するバイアスを選択バイアスという。選択バイアスは、対象（者）選定の場所や方法などによって発生し、これが発生すると選定された対象（者）に偏りが発生する。

対象（者）から情報を得る際に発生するバイアスを情報バイアスという。情報バイアスは、観察や測定の方法が不十分であることによって発生し、これが発生すると得られた情報に歪みが発生する。

対象（者）から得られた情報を分析する際に発生するバイアスを交絡バイアスという。交絡バイアスは、分析が不十分であることによって発生し、これが発生すると得られた情報の分析に誤りが発生する。

エビデンスが高い妥当性を有するためには、これらのバイアスが排除される必要がある。

EBPMの本質は因果関係の評価

では改めて EBPM を整理したい。最初に紹介した EBPM の定義(政策目的を明確化させ、その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何か)によれば、その本質は行政手段と政策目的の間の関係、すなわち因果関係の評価にある。したがって EBPM においては、政策を実施することでその目的が達成されるまでの論理的な因果関係を明らかにしたうえで、その有効性を評価することになる。

政策を実施することでその目的が達成されるまでの論理的な因果関係を表したものをロジック・モデルという。ロジック・モデルは、予算などの資源を投入することで、行政活動が行われ、行政活動の結果、行政サービスが産出され、産出された行政サービスが国民生活や社会経済に成果をもたらすという因果関係の連鎖で構成されている。このうち産出から成果に至る部分の因果関係の有効性の評価が EBPM の本質で

³⁾ 内閣府「内閣府における EBPM への取組」（最終閲覧日：令和元年 12 月 12 日）
<https://www.cao.go.jp/others/kichou/ebpm/ebpm.html>

ある。したがって EBPM においては、因果関係そのものが評価の対象であり、因果関係を確認することはきわめて大きな意味を有する。

しかし因果関係を確認することは決して容易ではない。因果関係とは、①原因と結果を表す2つの変数間に共変関係があり、②変数間の時間的先行関係が明確であり、③2つの変数間の関係についての代替的説明が排除される必要がある。

したがって、一見すると因果関係のように見えて、実は①因果関係の逆転、②比例関係、③偶然の一致、④見せかけの相関（疑似相関）という場合も少なくない。因果関係とその他の単なる共変関係を混同することは、火事場にいる野次馬を放火犯と同一視することに等しい誤りである。

因果関係を確認する場合、特に注意を要するのは、見せかけの相関（疑似相関）である。原因と結果を表す2つの変数の双方に関係があるにもかかわらず、分析の対象に含まれていない第三の変数（交絡変数）が存在する場合、本当は関係のない2つの変数間に関係が観察されてしまう。これを見せかけの相関といい、分析が不十分な場合に発生する交絡バイアスである。

因果関係検証のためのモデル

効果を検証するモデルとしてよく目にするのは、事前・事後比較デザインである。ダイエット法実施の前と後で体重を比較して、その効果を検証したり、経済対策実施の前と後で経済成長率を比較して、その成果を評価するモデルである。しかしこのモデルでは交絡バイアスを排除することができない。因果関係を検証する観点、すなわち内的妥当性の観点からは非常に脆弱なモデルである。では因果関係検証のためのモデルとしては、どのようなものがあるのか。

1) ランダム化比較試験 (RCT)

交絡変数への対処、すなわち内的妥当性の観

点から最も理想的なモデルが、ランダム化比較試験 (Randomized Controlled Trial, 略称 RCT) である。ランダム化比較試験は、次のような手順で行われる。

- ① 母集団から無作為抽出された標本を無作為に割り当により実験群（介入群）と対照群（統制群）に割り当を行う。
- ② 実験群のみを対象に政策などの介入を施す。
- ③ 実験群と対照群の間で成果指標の測定を行い、その差異で介入の効果を検証する。

ランダム化比較試験においては、無作為割り当が行われることで、群間で各変数が均質化し、交絡変数によるバイアスの排除が可能になる。

ランダム化比較試験は介入研究といい、人為的に実験群と対照群を作り出すモデルである。介入研究は理想的なモデルではあるが問題点も多い。いわば実社会をフィールドとした実験であるため、時間や費用が掛かること、住民や行政、企業など各方面の協力が必要なこと、無作為割り当に伴う倫理的な問題やあくまで理想的な条件下の話であり、どこまで現実に応用可能なのかといった点である。

そこで人為的に介入を行うことなく、対象者の活動や行動を観察することで得られたデータを用いる研究を観察研究という。EBPM において適用可能な観察研究には以下に挙げるモデルがある。これらのモデルにおいても実験群と対照群の設定が行われるが、RCT とは異なり無作為割り当によるものではない。このため、あくまで疑似ランダム化に留まり、内的妥当性は RCT より劣る。しかし RCT が人為的に作られた環境下における実験であるのに対し、これらのモデルは実際に社会で観察されたものであるため、外的妥当性は優れているともいえる。

2) 自然実験

政策の変更のような制度の見直しや自然災害

の発生などの外生的要因によって、自然に実験群と対照群に分かれてしまった状況を利用するモデル

3) 回帰分断法

実験群と対照群への割当を無作為割当ではなく、一定の基準値 (cut-off point) を設け、この基準値を境にそれぞれの群に割当を行うモデル

4) 断続時系列法

実験群と対照群への割当のための変数に時間を用いる回帰分断法

5) DID (difference-in-difference) 分析

実験群と対照群を設定し、両群について時点の違いによる差と、群間における差を測定することで、効果を検証するモデル

6) 操作変数法

見せかけの相関 (疑似相関) や因果関係の逆転など内生性の問題が予想される場合に、操作変数を用いることで因果関係を検証するモデル

7) マッチング法

傾向スコアを用い、実験群と対照群の均質化を高めるモデル

むすびにかえて

EBPM は重要であるが、エビデンスは絶対無比ではない。エビデンスの示すことが社会的に最も望ましいとは限らない。エビデンスは政策立案における要素の一つであり、資源やオピニオンなど他の要素に絶対的に優越するものではない。政策の優先順位は民主主義プロセスによって決定されるものである。

また質の高いエビデンスの作成には時間が掛かる。しかし政策立案は待ってくれない。エビデンスは必ずしも明確ではない。意味は限界的、結論は確率論の場合も多い。相対立するエビデ

ンスが存在することもある、さらにはエビデンスの活用は政策立案担当者のエビデンス・リテラシーに依存する。

しかし、よりよい政策立案を目指すためにはエビデンスは必要条件である。行政実務に携わる方々に申し上げるなら、エビデンスをその限界ゆえに見縊るのではなく、都合のよいエビデンスを恣意的に用いるのではなく、エビデンスの理解と活用に努めることで、政策立案の合理性を高めること、これが EBPM であり、国民のため、住民のためのより良い政策形成、行政運営につながっていくものと理解している。

著者略歴

早稲田大学政治経済学術院教授
山田 治徳 (やまだ はるのり)

福井県生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業後、中央省庁入省。在職中に人事院長期在外研究員として米国ジョージタウン大学大学院公共政策学課程修了。その後、民間シンクタンク勤務、九州大学法学部助教授を経て、2003年より現職。



自治大卒業生の声

自治大学校卒業生（第1部課程第132期）

岩手県庁 内田 康介

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1 はじめに

私は、1か月間で集中して行政に関する法制度を学ぶ「基本法制研修A」と、3か月間に渡って政策立案手法や先進的な公共政策を学ぶ「第1部課程」の計4か月の研修を受講しました。

2 基本法制研修Aについて

基本法制研修Aは、憲法、行政法、民法、地方自治制度、地方公務員制度、財政学の6科目を体系的に学ぶ内容となっています。その名の通り基本的な内容について幅広く学びなおすことになるのですが、講師の皆様が豊富な経験や考察を伝えてくださるので、基本には留まらない奥深い内容になっています。例えば、憲法制定の背景や参考となった海外の憲法との比較、行政訴訟になった際の裁判所の審査の視点、我が国全体の財政と他国との比較など教科書を読むだけでは得られない内容に富んだ講義でした。

また、公務員試験を受験した頃には暗記に頼っていたような内容が、当たり前のように理解できていることに気づくなど、これまでの公務員生活における成長を確認する良い機会ともなっています。

3 第1部課程について

第1部課程では、課題発見能力と課題解決に向けた施策を企画・立案する能力を養成するため、政策立案手法や地方自治に係る最新の話題を講義で学ぶとともに、研修

で学んだ知識を活かして取り組む演習を行います。カリキュラムもこのような流れになっており、研修の序盤ではEBPM（証拠に基づく政策立案手法）、データ分析手法、政策形成手法の講義や与えられた課題に対する解決策を検討する演習を行います。中盤以降は自ら設定した課題に対する解決策を立案する政策立案演習が中心になっており、段階的に難易度が上昇するよう構成されています。

講義は基本法制研修とは異なり幅広い分野に渡ります。観光や公共交通施策、農業政策、医療福祉や社会保障、まちづくり、情報化と情報セキュリティ、教育・文化などこれまでの公務員生活で経験したことの無い分野も多いことから、自らの視野を広げることができます。また、各分野に共通する課題として人口減少問題が横たわっていることや、各分野の課題がお互いに絡み合っていることを実感します。課題解決のためには、一つの分野に捉われることなく、複数の分野を俯瞰して眺めることが必要であると気づく良いきっかけとなりました。

演習では研修日程が詰まっていることもあり、速やかに検討結果を取りまとめることが求められます。演習毎にチームに分けられ、課題に取り組むことになるのですが、一人ではとても間に合わない分量であることから、チーム員が役割分担をしつつ、力を合わせて課題に取り組むことが不可欠になっています。

幸い、自治大学校では研修生全員が同じ寮に入り共同生活することから、研修の内外を問わず交流があり、時間を経るごとに強いチームワークが発揮できるようにな

ります。全国各地から集まった年齢・経験が様々な研修生が、それぞれの得意分野を組み合わせることで大きな力を発揮して課題に取り組む、この経験は将来チームを引っ張る立場になる際に大きく活きるのではないかと考えており、とても良い収穫であったと感じています。

4 研修成果を活かしていくために

公務員人生の半ばを迎えようとしているタイミングでこのような包括的な研修を受講することができ、地方公務員としての足腰を鍛えることができたと考えております。

今後は、管理監督者としての役割を担うことが求められていくと思いますので、自治大学校で学んだことを振り返りながら、幅広い視野とチーム力向上の意識を習慣付けていきたいと考えています。

5 おわりに

約4か月の長期間、研修に集中して取り組むことができたのは多くの方々のご協力があったからです。自治大学校では多くの出会いがあり、多くの仲間に助けていただきました。

自治大学校のエントランスロビーには「一期一会」と記された額が飾ってあります。自治大学校入校時にはありふれた額に見えていましたが、卒業の 때가 近づくにつれてその額は「この時間を大事にするように」と、大きく語りかけてくるようになりました。かけがえのない出会いを得られたことを喜びつつ、その絆を今後も大切にしていきたいと思います。

また、これまで身近で支えてくれた家族や職場の同僚、地元の仲間の大切さにも改めて気づくことができました。今度は私がその御恩に報いる番です。

自治大学校校歌の3番には「進取の教え、研鑽を、胸に刻んで地方自治」と、学

んだことをふるさとにおいて実践していくことが謳われています。地域に貢献していくことがこの研修を通じて支援・協力をくださった多くの方々への感謝の方法と考え、今後も精一杯取り組んでまいります。



マネジメントコース研修生のつぶやき

編集者注：このコンテンツは、マネジメントコース(※)の研修生が持ち回りで担当し、それぞれの所感等を述べたものです。

※ 自治大学校における一年間の研修であり、研修期間中の概ね半分は自治大学校における実務に参画し、もう半分は通常の研修(第1部課程等)を履修することにより、実践的に高度の政策形成能力及び行政管理能力の向上を図るもの。

9月初旬、マネジメントコースの研修生である私は約4か月間にわたる第一部課程の研修を終え、再び自治大学校教授室に戻ってまいりました。自治大学校は10月に入ってから新たに第一部課程の研修生を迎えております。研修生の皆さんの姿を見ると、ついこの間まで私自身が参加していた一部課程の研修生活が思い出されます。

私は研修に入る前、自治大学校を卒業した地元の先輩方から研修生活について様々な話を聞いていました。先輩方は揃って、「研修生活は夢のように楽しかった」、「叶うならもう一度、自治大生に戻りたい」とその魅力を熱っぽく語ってくれましたが、研修に入る前の私はそのような話を聞いたところで、なるほど自治大学校の敷地に一歩足を踏み入れれば、そこには夢の国が広がっているのか……といった単純な期待を抱くこともできず、課題はこなせるだろうか、グループ討議についていけるだろうか、そんな不安で胸がいっぱいでした。

自治大学校から立川駅へと続く道のりに、立川サンサンロードという自転車・歩行者専用道路があります。いま私は、冬のイルミネーションに彩られたその通りを、研修生と語り合いながら歩いた楽しい日々を思い出さずには歩くことができません。実際の研修生活と言うと、演習や効果測定の準備に追われ、決して楽ではなかったのですが。少しばかり苦勞をしてこそ、過ぎさった日々は美しい思い出になるのかもしれません。ともあれ、最初は不安な気持ちを抱えていた私も、今では「研修生活は夢のように楽しかった」と感じていることは事実です。

この「自治大からの情報発信」を読んでくださっている自治体職員の皆様の中には、自治大学校の研修に参加することを迷われている方もいらっしゃるかもしれません。「自治大からの情報発信」を通じて、自治大学校の魅力を少しでもお伝えすることができ、そうした職員の方が研修への参加を決心される際の一助となれば幸いです。

(A.K)

